

# くらしのニュース 12月号

2018年(平成30年) NO.450

発行/苫小牧市市民生活部安全安心生活課 TEL0144-32-6306(直通) 平成30年11月22日発行  
 安全安心生活課消費生活情報ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/shohiseikatsu/seikatsubusshi/>

## 光回線サービスの変更は、内容をよく理解してから

- NTT東日本やNTT西日本から光回線を借り受けた事業者（光コラボレーション事業者）の参入が増え、これらが提供する光回線（コラボ光）の相談も寄せられています。光コラボレーション事業者との契約は、NTT東西との契約ではありません。
- 「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業社名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。
- コラボ光は、電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、すぐに光コラボレーション事業者に申し出ましょう。心配なときは、お早めに苫小牧市消費者センター（Tel 33-6510）にご相談ください。

## 気をつけて！「キャッシュカードを預かる」という電話は詐欺

- 警察や公的機関、金融機関の職員等が通帳やキャッシュカードを預かったり、暗証番号聞き出したりすることはありません。このような電話がかかってきたら、すぐに電話を切りましょう。
- もし訪問されても、絶対に通帳やキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えたりしてはいけません。
- 少しでも不安に思ったら、すぐに最寄の警察や苫小牧市消費者センター（Tel 33-6510）にご相談ください。

《消費者被害防止ネットワーク情報》 参考：国民生活センターHP 見守り情報

## 『不用品ダイヤル交換市』に登録を

家庭で使用しない物や必要な物を『不用品ダイヤル交換市』に登録しませんか。

- ◆ 登録できる物 一般生活用品  
 ※ 金券、商品券、動物、植物、飲食物、自動車、バイク、携帯電話、著作権を伴う商品、販売法に違反する商品、営業を目的とする物などは対象外です。
- ◆ 登録は、24時間留守番電話（Tel 34-5060）で受付します。  
 （平日の10時～12時は担当者が受付します。）
- ◆ 仲介は担当者から希望者に電話して行います。  
 （希望者が複数場合は月曜日に抽選）
- ◆ 譲り受ける場合は、仲介成立時に取りにいける方（※専業の方は除く）
- ◆ 登録品は毎週金曜日の北海道新聞朝刊と土曜日の苫小牧民報に掲載しています。



## 消費生活相談状況 <苫小牧市消費者センター>

平成30年10月 150件（前月 105件 / 前年同月 192件）

相談分類25項目中 上位3分類	相談件数				当月の主な内容
	当月	累計	前年同月	前年累計	
商品一般	43	327	56	163	消費料金29 不審電話6 不明金1 不審商品1 宅配便を騙るメール4 不審メール1 ほか1件
運輸・通信サービス	28	161	31	234	デジタルコンテンツ10 光回線7 アダルトサイト情報3 携帯電話1 ほか7件
金融・保険サービス	12	98	11	82	フリーローン・サラ金6 オートローン3 クレジットカード1 住宅ローン1 ほか1件